

女川町監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項並びに女川町監査基準（女川町監査委員訓令第1号）第2条第2項の規定により監査を行ったので、同法第199条第9項及び同監査基準第17条第1項の規定により、これを公表する。

令和7年2月13日

女川町監査委員 木 村 繁

女川町監査委員 木 村 公 也

監査結果報告書

1 監査の種類 定期監査（財務監査・工事請負）

2 監査の期日等

期 日 令和7年1月30日（木）及び令和7年1月31日（金）
場 所 女川町役場 3階 大会議室及び現地
監査委員 木村 繁・木村 公也

3 監査の対象

令和6年1月1日から令和6年12月31日の間に契約を締結した工事請負費で、
契約金額が1件1,000万円以上の案件

(1) 書面審査対象案件

- ① 大沢安住集会所新築工事（総務課所管）
- ② 町道女川出島線道路付帯施設（その2）工事（建設課所管）
- ③ 内山6号線外道路改良工事（建設課所管）
- ④ 浦宿15号線外道路改良工事（建設課所管）
- ⑤ 浦宿猪落線道路補修工事（建設課所管）
- ⑥ 女川出島線道路改良工事（国道398号工区）（建設課所管）
- ⑦ 漁港施設安全対策工事（その2）（建設課所管）
- ⑧ 令和6年度万石浦漁港針浜地区物揚場等整備工事（建設課所管）
- ⑨ 飯子浜漁港船揚場災害復旧工事（建設課所管）
- ⑩ 林道女川京ヶ森線法面改良工事（産業振興課所管）
- ⑪ 林道針浜線改良工事（産業振興課所管）
- ⑫ 小型漁船船揚場改修工事（産業振興課所管）
- ⑬ 出島・寺間漁港公衆トイレ新築等工事（産業振興課所管）
- ⑭ 出島観光誘導標識等設置工事（産業振興課所管）
- ⑮ 女川出島線配水管布設工事（出島工区）（上下水道課所管）
- ⑯ 旭が丘1号線ほか水道老朽管布設替工事（上下水道課所管）
- ⑰ 旭が丘中央3号線ほか水道老朽管布設替工事（上下水道課所管）
- ⑱ 下水道マンホール蓋取替工事（上下水道課所管）
- ⑲ 内山地区下水道管渠工事（上下水道課所管）
- ⑳ 野球場防水改修工事（教育局所管）
- ㉑ 野球場トイレ改修工事（教育局所管）

(2) 現地調査対象案件

- ① 浦宿15号線外道路改良工事（建設課所管）
- ② 大沢安住集会所新築工事（総務課所管）
- ③ 令和6年度万石浦漁港針浜地区物揚場等整備工事（建設課所管）

- ④ 林道針浜線改良工事（産業振興課所管）
- ⑤ 小型漁船船揚場改修工事（産業振興課所管）
- ⑥ 漁港施設安全対策工事（その2）（建設課所管）
- ⑦ 町道女川出島線道路付帯施設（その2）工事（建設課所管）
- ⑧ 野球場防水改修工事（教育局）
- ⑨ 旭が丘中央3号線ほか水道老朽管布設替工事（上下水道課所管）

4 監査の着眼点

監査対象の工事請負契約が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織運営及び運営の合理化に努めているかを着眼点として監査を行なった。

5 監査の実施内容

監査に当たっては、各部署から請負工事契約の執行状況を知る上で必要な「請負工事一覧表・請負工事別明細書」の提出を求め、契約に関連する関係書類等の提示と、各部署説明員から工事の執行状況の説明を受け、翌日に監査委員が抽出した案件の現地調査を行なった。

6 監査の結果

上記請負工事契約の事務の執行は、法令等に則り適正に執行されているかどうかを主眼に監査した結果については、以下のとおりである。

(1) 事務手続きの状況

事務手続き状況については、法令等に則り正当に行われていることが確認された。

(2) 応札、入札の状況

監査対象の請負工事契約21件（昨年度20件）中、制限付き一般競争入札によるものが5件（昨年度8件）、そのうち総合評価落札方式によるものが2件（昨年度2件）、指名競争入札によるものが16件（昨年度11件）であった。

指名競争入札のうち、指名された業者が入札を辞退し、1社のみが入札となった案件が3件（昨年度3件）であった。